

## 最高裁判所による蒲郡駅事件の「上告棄却」を弾劾する！

7月7日、最高裁判所第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は、「蒲郡駅事件」加藤誠二さんの上告を棄却するという決定を行った。

我々は、司法当局による三度繰り返された反動・不当判決に対して満腔の怒りをもって糾弾するとともに、国策弾圧に与したといえる最高裁判所を弾劾する。

そもそも「蒲郡駅事件」とは、当たり前の組合活動を進めているJR総連・JR東海労に対する国家権力・JR東海会社による弾圧であるのは明らかである。

第一審判決では、加藤誠二さんは会社ファイルを窃取した事実がないにもかかわらず、具体的な証拠にもなり得ないものを採用し、強引に犯罪者に仕立て上げた。加藤誠二さん・弁護団はこの不当判決に対して怒りをもって即日控訴し、高等裁判所での無罪勝利判決を勝ち取る闘いを決意した。

2009年10月5日、名古屋高等裁判所は、これまで弁護側が具体的に指摘してきた会社側証人による「ロッカーの錠錠はしていた」という供述を否定し、「錠錠されていなかった可能性がある」と真実をねじ曲げた。さらには、持ち出したとされているファイルの指紋採取結果を示すよう指摘したことに対し、「指紋は残らない場合もある」などと、弁護側の指摘・主張を無視し、「控訴棄却」の不当判決を行ったのである。

これに抗し、当然にも加藤誠二さんは全国のJR総連組合員とともに怒りをもって立ち上がり、上告審への闘いを決意した。

最高裁判所は、「判決に影響を及ぼす重大な事実誤認がある」にもかかわらず、加藤誠二さん・弁護団の上告趣意について、「単なる法令違反、事実誤認の主張」と一蹴した。

我々は、司法の最後の砦である最高裁判所こそ、国策弾圧という構図を見抜き、本来あるべき公平・公正・中立の立場において、無罪判決を下すべきであると闘いをつくり出してきた。

しかし、最高裁判所は、口頭弁論を一切開くこともなく、審理もないまま「上告棄却」という決定を行ったのである。

我々は、最高裁判所のこの蛮行を断じて許さない。

時あたかも、JR総連・JR東労組組織内候補「たしろ かおる」を国政へ送り出す闘いの最終場面である。また、これまで繰り返されてきた、悪質ジャーナリスト・政治家らによる「JR東労組＝革マル派」キャンペーンの流布と、それに呼応し、補完するJR連合の動向を見れば、弾圧の意図は明らかなのだ。

我々は、司法当局による弾圧を決して許さない。加藤誠二さん、美世志会の完全無罪・職場復帰、そして何よりも「たしろ かおる」を国政に送り出し、JR総連・JR東労組運動の発展・強化に向け、全組合員とともに、その先頭に立って奮闘するものである。

以上

2010年7月8日

東日本旅客鉄道労働組合